

## ○ 収益性向上対策 共通

(令和4年3月22日更新)

### 【産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）及び都道府県事業計画】

- (収共-1) 産地の中心となる経営体の考え方がいかに。
- (収共-2) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）と人・農地プランの関係がいかに。
- (収共-3) 民間事業者も助成対象とすることができるのか。
- (収共-4) 民間事業者のうち、大手資本又は大手資本から出資を受けている者も助成対象としてよいのか。
- (収共-5) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に複数の成果目標を位置付けることは可能か。例えば、①水稲の生産コスト10%以上削減、②野菜（水稲から野菜への作付転換を含む）の販売額10%以上向上、を位置付ける場合は、どのような考え方になるのか。
- (収共-6) 稲から高収益作物等への転換における高収益作物等にはどのような品目が該当するのか
- (収共-7) 成果目標（生産コストの10%以上の削減等）は、取組主体事業計画ごとに達成する必要があるのか。
- (収共-8) 産地での成果目標（生産コストの10%以上の削減等）の達成状況は、どのように検証するのか。
- (収共-9) 収益性向上対策の産地における「一定のまとまり」とは、どのようなものを想定しているのか。
- (収共-10) 成果目標を販売額増加とし、「野菜苗」で産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を作成する場合、産地の範囲はどのように考えればよいのか。
- (収共-11) 1農業者が複数の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に参加することは可能か。
- (収共-12) 新規で施設を整備する場合、集出荷・加工コスト10%以上削減は何と比較するのか。
- (収共-13) 目標達成率が80%に満たなかった産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を有する協議会であっても、新たな産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の作成は可能か。
- (収共-14) 目標達成率が80%に満たなかった産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を有する協議会に対する農政局等の厳格な審査とはどのようなものか。
- (収共-15) 成果目標の達成率が80%に満たなかった取組主体が作成する次年度以降の取組主体事業計画について、厳格な審査を行われるのはどのような場合か。（追加）
- (収共-16) 取組主体事業計画に対する厳格な審査とはどのようなものか。（追加）
- (収共-17) 取組主体の成果目標について産地パワーアップ計画と同様に価格補正を行ってもよいか。（追加）
- (収共-18) 過去に取組主体から複数の農家等に貸付を行い取組目標が未達成であった場合、貸付先の農家等は新たな産地パワーアップ計画へ参加できるのか。（追加）
- (収共-19) 別産地又は別品目の産地パワーアップ計画に参加する場合、厳格な審査の対象となるのか。（追加）
- (収共-20) 施設整備等を支援する他の事業で成果目標が未達成の場合の取扱いはどのようなになるか。（追加）
- (収共-21) 自然災害等による成果目標の変更・評価終了は天候不順等でも認められるのか。

- (収共-22) 成果目標の「集出荷・加工コストの10%以上の削減」は、どのような施設の整備に取り組む場合に設定できるのか。
- (収共-23) 成果目標の「集出荷・加工コストの10%以上の削減」は、施設利用料でみていいのか。
- (収共-24) 需要減が見込まれる品種・品目から需要が見込まれる品種・品目への転換率100%の面積カウントは、産地全体の面積から新たに転換する面積で計算するのか。
- (収共-25) 契約栽培の定義は何か。
- (収共-26) 成果目標の「労働生産性の10%以上の向上」における労働生産性はどのように算出するのか。
- (収共-27) 「労働生産性の10%以上の向上」の成果目標について、どのような効果が期待されているのか。
- (収共-28) 「労働生産性の10%以上の向上」の成果目標について、施設整備を行う場合、どのように活用できるのか。
- (収共-29) これまで産地で生産したことのない新規作物の生産に取り組む場合、本事業の助成対象となり得るか。
- (収共-30) 新規作物の生産に取り組む場合、成果目標で「販売額の10%以上の向上」を選択することは可能か。
- (収共-31) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を、1JAの整備事業のみで作成することは可能か。
- (収共-32) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を、1つの農地所有適格法人で作成することは可能か。
- (収共-33) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を、1品種で作成することは可能か。
- (収共-34) 実施要領別記3第4の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の基準に、「本事業を含む国庫補助事業実施の有無に関わらず、収益性の向上の取組が行われること」とあるが、これらの取組内容や目標の達成状況はどのように確認するのか。
- (収共-35) 産地生産基盤パワーアップ事業の助成額に上限はあるのか。
- (収共-36) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）は複数年計画を可能としているが、最長何年までか。
- (収共-37) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に1つの取組主体による複数の取組主体事業計画を位置付けることは可能か。
- (収共-38) 目標年度が異なる取組について、1つの産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に位置付けてもいいのか。（修正）
- (収共-39) 実施要領別紙11のAの品目「露地野菜」及び「施設野菜」の留意事項欄の「都市近郊地域」は現市町村でみるのか、それとも旧市町村でみるのか。
- (収共-40) 産地の範囲が、農林統計に用いる地域区分における平地農業地域から中間農業地域及び都市的地域に跨がっている場合における「面積要件」の考え方について。
- (収共-41) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に新たな取組を追加する場合は、成果目標を上方修正する必要があるのか。
- (収共-42) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に複数の成果目標を位置付けることは可能か。可能な場合、注意すべきことは何か。
- (収共-43) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標について、整備事業（共同利用施設）を「集出荷・加工コストの10%の削減」、基金事業（うち生産支援事業）を「生産コストの10%以上の削減」とすることは可能か。

(収共-44) 整備事業（共同利用施設）のみの産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を早急に策定し、その後、産地の合意形成が整い次第、基金事業（うち生産支援事業）を追加する予定である。

この場合、成果目標に、「集出荷・加工コストの10%以上の削減」のほか、新たに「生産コストの10%以上の削減」を設定することは可能か。

また、これをもって、成果目標の上方修正とすることは認められるのか。

(収共-45) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の現状値について、例えば、新たに取組が追加（面積の増加、参加農家の増加等）された場合、現状値を見直す必要はないのか。

(収共-46) 中山間地域等において、基金事業（うち生産支援事業）のみを実施する場合の、「5戸以上の農業者が参加、又は取組面積が1ha以上」の考え方がいかに。

(収共-47) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標の「所得額の10%以上の増加」は、どのような検証方法があるのか。

(収共-48) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の実績の検証についてはどのように行えばよいのか。

(収共-49) 成果目標で「販売額の10%以上の増加」を選択する場合の評価における価格補正は、どのように行うのか。

(収共-50) 成果目標で「所得額の10%以上の増加」を選択する場合の評価における価格補正は、どのように行うのか。

(収共-51) 特定の産地で全国シェアが大きい品目は、価格補正をしなくてもよいか。

（事業の取組の成果により販売単価が上昇したとしても、全国の販売単価についても産地の販売単価の上昇と併せて上昇するため。）

(収共-52) 農産物輸出の成果目標で「新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上」としているが、「直近年」とはどの程度をいうのか。

(収共-53) 事業効果の早期発現を目指し、3年目を目標年度として6%を超える成果目標を設定した場合において、目標年度に成果目標を達成できない場合はどうするのか。

(収共-54) 産地において事業効果の早期発現を目指し、3年目に6%を超える成果目標を設定した場合であっても、翌年度以降の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に新たな取組を追加することができるか。

### 【農業支援サービスの利用率に係る成果目標について】

(収共-55) 支援対象となる農業支援サービス事業の定義いかに。（追加）

(収共-56) 「農業支援サービス事業育成対策」と「強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ」、「産地生産基盤パワーアップ事業」に支援内容等の違いはあるのか。（追加）

(収共-57) 「農業支援サービス事業育成対策」と「強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ」や「産地生産基盤パワーアップ事業」で事業間に関連はあるのか。（追加）

(収共-58) 農業支援サービス事業体として、民間事業者は支援の対象となるのか。大企業は対象外なのか。（追加）

(収共-59) 産地及び農業支援サービス事業体の考え方がいかに。農業者の組織する団体やJAの農業支援サービス活用部会などでも対象になるのか。（追加）

- (収共-60) 農業支援サービス事業体の利用割合の計算方法の考え方いかん。(追加)
- (収共-61) 複数のサービスを導入する際の計算方法の考え方いかん。(追加)
- (収共-62) ヘリ防除からドローン防除に切り替える場合の計算方法の考え方いかん。(追加)
- (収共-63) センシング等を複数品目で取り組む場合の面積要件の考え方いかん。(追加)
- (収共-64) 既に産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)に位置付けられている事業体が新たに他の品目や別のサービスを提供する場合の考え方いかん。(追加)
- (収共-65) 既存の産地パワーアップ事業計画との重複の考え方いかん。(追加)
- (収共-66) 機械導入でなく施設整備の際の成果目標としても活用出来るのか。(追加)
- (収共-67) 農業支援サービスの一環として産地生産基盤パワーアップ事業で導入した機械を農業支援サービス事業体から生産者にレンタルする場合のレンタル料金の考え方いかん。(追加)
- (収共-68) 農業支援サービス事業体の利用割合についての産地の成果目標を立てる場合、当該産地で利用する農機シェアリング等のために農機をリース導入する農業支援サービス事業体は、産地の外部の事業体でもよいのか。(追加)
- (収共-69) 産地パワーアップ計画(収益性向上対策)の実施期間が経過した産地において、翌年に同一の産地で同一の品目に対して取組を行う場合、過去の産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)の事業評価を行う前であっても新たな産地パワーアップ計画の作成は可能か。
- (収共-70) 過去の産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)と成果目標が異なる場合、新たな計画はどの時点で作成できるのか。
- (収共-71) 新計画における「同一産地」の考え方いかん。(追加)
- (収共-72) 事業評価前に同一成果目標で新たな産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)を作成した場合、以前の産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)の事業評価は行うのか。

### 【取組主体事業計画】

- (収共-73) 取組主体事業計画における取組目標とは何か。
- (収共-74) 農業者が機械リースのほか施設整備に取り組むことも可能か。

### 【事業内容】

- (収共-75) 本事業の助成対象及び補助率いかん。(修正)
- (収共-76) 整備事業を行う場合において、強い農業づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ)と産地生産基盤パワーアップ事業(収益力向上対策)ではどのような違いがあるのか。また、すみ分けはあるのか。
- (収共-77) 内部設備を基金事業(うち生産支援事業)により農業機械導入又は農業機械リース導入として導入することは可能か。
- (収共-78) 民間事業者も取組主体となることから、自社調達を行う場合の利益排除の考え方を明確にするべきではないか。
- (収共-79) 農産物処理加工施設のうち、加工施設の補助対象基準において、「茶の加工施設を食品事業者が整備する場合」とあるが、食品事業者とはどのような者をいうのか。
- (収共-80) 国の支援と併せて、都道府県や市町村が支援を行うことは可能か。
- (収共-81) 本事業における事業着手はどの時点になるのか。
- (収共-82) 内部設備としてフォークリフト等の整備は可能か。

- (収共-83) 面積要件は実面積か。それとも延べ面積か。
- (収共-84) ブロックローテーションの場合の面積要件は、どうなるのか。(修正)
- (収共-85) 基金事業(うち生産支援事業)で導入又はリース導入する農業機械や購入する生産資材は、どのように管理すべきか。

### 【きのこ・山菜類の取組】

- (収共-86) きのこ、山菜類を助成対象とした理由いかん。(修正)
- (収共-87) きのこ、山菜類を対象とする場合は、どのような取組や施設が支援対象となるのか。(修正)
- (収共-88) きのこの対象施設を、生産技術高度化施設とする理由いかん。(修正)
- (収共-89) 山菜類の対象施設を、生産技術高度化施設のほか、農産物処理加工施設、集出荷施設等とする理由いかん。(修正)
- (収共-90) きのこ、山菜類を対象とする場合、法人が、農業者に貸し出すことを目的として、施設を整備することは可能か。
- (収共-91) きのこ、山菜類の取組において、任意組織として、4戸が特用林産物、1戸が他の作物の生産に取り組む場合も支援対象となるのか。
- (収共-92) きのこ、山菜類の取組において、法人が取組主体となり、農家に貸し付けることを目的として施設を整備する場合、都道府県は、法人の貸付先農家が複合経営であることをいつまでに確認する必要があるのか。
- (収共-93) これまで産地で生産したことのないきのこ、山菜類の生産に取り組む場合であっても、本事業の支援対象となるのか。
- (収共-94) きのこ、山菜類の取組において、複合経営に占める「他の作物」の割合(販売量や販売額の割合)に、下限はあるのか。
- (収共-95) 菌糸発生施設は支援対象となるのか。
- (収共-96) きのこ栽培施設の上限事業費として、「菌類栽培施設」と「菌床製造施設」があるが、「菌糸発生施設」は、どちらに該当するのか。
- (収共-97) 特用林産物を助成対象としないのか。
- (収共-98) 山菜類にはどのような品目があるのか。
- (収共-99) きのこ、山菜類を対象とする場合の留意点は何か。
- (収共-100) 水わさびは支援対象となるのか。

## 【産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）及び都道府県事業計画】

（収共－１）産地の中心となる経営体の考え方いかん。

（答）

- 1 地域の農業を将来にわたって牽引していく者を想定しており、規模や経営形態についての制限はないが、地域の関係者の合意の下、地域農業の担い手として認められ、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に位置付けられることが必要である。
- 2 また、個人の農業者が施設整備や機械導入を行う場合は、
  - ① 青色申告等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること
  - ② 後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていることが必要である。
- 3 なお、産地が一丸となって取組を実施していることを明確にするため、補助金を活用する取組主体が1者であっても、産地パワーアップ計画における「中心的な経営体又は団体の名称及びその取組内容」には、当該取組だけでなく、成果目標の達成に関連する主たる取組を記載する。

（収共－２）産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）と人・農地プランの関係いかん。

（答）

- 1 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）は、収益力強化を図るためのコスト削減や販売額増を内容とする産地の戦略である一方、人・農地プランは、人と農地の問題を解決するため、今後の中心となる経営体等を定めるものであり、両者では、策定目的が異なっている。
- 2 ただし、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）については、目標の達成に必要な産地の中心的な経営体等を位置付けることとしており、人・農地プランとの整合性がとれるよう策定していただきたい。

（収共－３）民間事業者も助成対象とすることができるのか。

（答）

- 1 産地パワーアップ計画に中心的な経営体として位置付けられた民間事業者（中小企業）は助成対象とすることができる。
- 2 また、産地で生産された農産物の加工等を行う民間事業者（中小企業）について、本事業を活用して施設整備する場合は、
  - ① 産地パワーアップ計画で設定された産地内で生産された農作物が、当該施設の全利用量に対し過半を占めていること
  - ② 集出荷施設等については、施設の利用料金について、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定されることを要件として、助成対象とすることが可能である。

※ 実施要綱別表2に定める食品事業者（大企業を含む。）が施設を整備する場合は、原則、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の対象区域内で生産される原材料を使用することが必要。

（収共－４）民間事業者のうち、大手資本又は大手資本から出資を受けている者も助成対象としてよいのか。

（答）

- 1 本事業の対象となる民間事業者は、いわゆる中小企業（※）のみを対象としており、大手資本又は大手資本から出資を受けている者は助成対象外である。
- 2 ただし、大手資本又は大手資本から出資を受けている者が、認定農業者（法人）や農地所有適格法人の場合は、助成対象となる。
- 3 また、食品事業者、中間事業者、流通業者がそれぞれ特定の施設を整備する場合にあっては、大手資本の関係にかかわらず助成対象とすることができる。

※ 中小企業は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない者及びこれらの者から出資を受けた者（大手民間事業者）を除く者をいう。

（収共－５）産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に複数の成果目標を位置付けることは可能か。

例えば、①水稲の生産コスト10%以上削減、②野菜（水稲から野菜への作付転換を含む）の販売額10%以上向上、を位置付ける場合は、どのような考え方になるのか。

（答）

- 1 それぞれの品目で各種要件を満たす場合は可能である。
- 2 この例の場合、野菜の販売額（単位面積当たり）10%以上向上の成果目標は、取組前の「露地野菜への作付転換前の水稲と現に作付している露地野菜の平均値」に対する取組後の「露地野菜の値」で判断する。

（イメージ）

	成果目標	助成対象
① 水稲	生産コスト▲10%以上 （産地全体）	集約化に必要な大型機械のリース料
② 露地野菜	販売額+10%以上  現状値：水稲（3ha）＋露地野菜（5ha）の平均販売額（単位面積当たり） 目標値：露地野菜（8ha）の販売額（単位面積当たり）	作物転換に必要な野菜用機械のリース料

3 なお、稲から高収益作物等へ転換を図る場合は、高収益作物等の面積要件を既存の面積規模の1/2とすることが可能。

(イメージ)

現状値	計画 (目標値)	考え方
稲 40ha 露地野菜 5ha	稲 37ha 露地野菜 8ha	稲作からの転換の場合は露地野菜の面積要件の1/2 (5ha) を満たすため支援対象

(収共－6) 稲から高収益作物等への転換における高収益作物等にはどのような品目が該当するのか

(答)

稲（主食用米）と比較して収益性の高い品目をいい、具体的な対象品目は、各都道府県が定める都道府県事業実施方針に明記することになる。

(収共－7) 成果目標（生産コストの10%以上の削減等）は、取組主体事業計画ごとに達成する必要があるのか。

(答)

- 1 成果目標は、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）で立てるものであり、産地単位で達成すればよいこととしている。
- 2 取組主体は、取組主体事業計画において、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標の達成に必要となる「取組目標」を設定することとしている。

(収共－8) 産地での成果目標（生産コストの10%以上の削減等）の達成状況は、どのように検証するのか。

(答)

- 1 現状値と目標値、実績値の算出方法を一致させ、対外的に説明ができる方法で検証する必要がある。
- 2 検証に必要な標準的なデータは以下のとおりである。
  - ① 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減の場合  
現状、目標及び実績の面積、生産量（又は出荷量）、生産コスト又は集出荷・加工コスト
  - ② 販売額の10%以上の増加の場合  
現状、目標及び実績の面積、生産量（又は出荷量）、価格（単価）
  - ③ 所得額の10%以上の増加の場合  
現状、目標及び実績の面積、生産量（又は出荷量）、価格（単価）、生産コスト



- ④ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上の場合  
現状、目標及び実績の面積、生産量、契約取引量（に相当する面積）
- ⑤ 輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加の場合（輸出実績がある場合）  
現状、目標及び実績の出荷量（又は生産量）、価格（単価）
- ⑥ 総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上の場合（新規の取組又は過去5年以内に輸出実績がない場合）  
現状、目標及び実績の出荷量（又は生産量）、価格（単価）
- ⑦ 労働生産性の10%以上の向上の場合  
現状、目標及び実績の面積、生産量（又は出荷量）、価格（単価）、労働時間
- ⑧ 農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上の場合  
現状、目標及び実績の面積、経営体数、利用経営体数又は利用面積

（収共－9）収益性向上対策の産地における「一定のまとまり」とは、どのようなものを想定しているのか。

（答）

例えば、次のようなつながりを持つ農業者等の集まりを想定しており、この集まりを「産地」とすることが可能である。

- 例1 共同で集出荷していること
- 例2 同一の（新たな）栽培技術体系に取り組んでいること
- 例3 同一の品種を栽培していること
- 例4 共通の出荷基準を有していること 等

（収共－10）成果目標を販売額増加とし、「野菜苗」で産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を作成する場合、産地の範囲はどのように考えればよいのか。

（答）

- 1 対象作物を種子種苗とする取組において、産地の考え方は、苗産地として取り組む場合と、苗供給先を産地として取り組む場合の2通りがある。
- 2 苗産地として取り組む場合は、基本（原則）は苗の生産面積であるが、苗産地は小規模であっても面積要件以上に農業者への供給が可能であり、かつ農業者への優良種苗等の供給により、広範囲に受益が及ぶ一方で、基本の考え方では事業に取り組めない実態を踏まえ、特例として苗の供給先面積でも可としている。
- 3 このため、種子種苗生産を行う場合については、次のいずれの場合も産地パワーアップ計画（収益性向上対策）の作成が可能である。

- ① 苗産地として取り組む場合
 

面積要件＝苗生産面積（施設の面積） 成果目標＝苗の販売額		面積要件＝供給先の面積 成果目標＝苗の販売額
---------------------------------	--	---------------------------

② 供給先を産地として取り組む場合

面積要件＝供給先の面積  
成果目標＝供給先農業者の販売額

(収共－11) 1農業者が複数の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に参加することは可能か。

(答)

1農業者における取組は、基本的には1つの産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の中に位置付けられるものであるが、例えば、1農業者が複数の品目を生産している場合等にあっては、複数の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）（水稻、野菜など）に参加することはあり得ると考えられる。

(収共－12) 新規で施設を整備する場合、集出荷・加工コスト10%以上削減は何と比較するのか。

(答)

施設がなかった場合における農業者の出荷コスト等と比較することになる。

(収共－13) 目標達成率が80%に満たなかった産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を有する協議会であっても、新たな産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の作成は可能か。

(答)

1 目標達成率が80%に満たなかった産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を有する協議会においては、当該産地と別の産地又は別の品目であれば、新たな作成は可能である。

2 ただし、

- ① 都道府県、地方農政局等において一期計画の結果を公表すること
- ② 各段階の評価に当たり、一期計画で未達成となった要因の分析等を行うこと
- ③ 次期産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）について、地方農政局等を含む各段階で評価を踏まえた厳格な審査を行うこと

により、目標を達成できなかった産地が安易に新たな補助金を受給することを防止し、効率的で効果的な事業執行を行うこととしている。

(収共－14) 目標達成率が80%に満たなかった産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を有する協議会に対する農政局等の厳格な審査とはどのようなものか。

(答)

各段階の評価の実施に当たり、一期計画で未達成となった要因の分析等により今後の成果目標達成見込みの根拠等について、より厳格に審査するものとし、未達成となった要因が解

消し、目標達成するまで参加は認めないものとする。

(収共-15) 成果目標の達成率が80%に満たなかった取組主体が作成する次年度以降の取組主体事業計画について、厳格な審査が行われるのはどのような場合か。(追加)

(答)

- 1 目標年度に取組目標達成率が80%に満たなかった取組主体が、同一の産地、かつ同一の品目での新たな産地パワーアップ計画に参加しようとする場合が該当(施設園芸エネルギー転換枠で新たに産地パワーアップ計画を作成する場合を除く。)し、該当する取組主体事業計画について、地方農政局等を含む各段階で厳格な審査等を行い、参加の可否を判断することとする。(別紙5参照)
- 2 なお、自然災害等により取組が困難となるような事態や社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合、地方農政局長等が開催する評価検討委員会において妥当と判断されれば、成果目標を変更(品目転換を含む)し、又は評価を終了することが可能である。(産地生産基盤パワーアップ事業実施要領別記3第16の4)

(収共-16) 取組主体事業計画に対する厳格な審査とはどのようなものか。(追加)

(答)

過去の取組主体事業計画で未達成となった要因の分析等を行い、新たな取組主体事業計画の成果目標達成見込みの根拠等が適切か、過去の未達要因に対する十分な対策を講じているか等について、地方農政局長等を含む各段階で審査するものとする。

(収共-17) 取組主体の成果目標について産地パワーアップ計画と同様に価格補正を行ってもよいか。(追加)

(答)

- 1 取組主体が新たな事業に取り組む必要がある場合には、過去の事業計画の評価年又は直近の改善状況の報告時点にさかのぼって、成果目標の価格補正を行うことができるものとする。ただし、価格補正により成果目標の達成率が80%以上となった場合でも、厳格な審査は必要である。
- 2 なお、過去にさかのぼり価格補正を行うことで新たな産地パワーアップ計画の参加が可能となった場合であっても、地方農政局長等が開催する検討会において、取組主体の成果目標を達成し、評価終了するまでは改善計画の提出は必要となる(令和3年度補正予算からの取組主体の事業計画においては価格補正を行うこととなる。)

(収共-18) 過去に取組主体から複数の農家等に貸付を行い取組目標が未達成であった場合、貸付先の農家等は新たな産地パワーアップ計画へ参加できるのか。(追加)

(答)

貸付先の個人単位で成果目標達成状況の確認が可能であれば、目標達成している貸付先の参加を認める。一方、成果目標が未達成であれば、成果目標を達成することが確実なときのみ参加を認めることとする。

なお、いずれの場合も厳格な審査は必要である。

(収共-19) 別産地又は別品目の産地パワーアップ計画に参加する場合、厳格な審査の対象となるのか。(追加)

(答)

別産地又は別品目の産地パワーアップ計画に参加する場合には、厳格な審査の対象とはならないが、過去の取組主体事業計画の未達理由により、新たな取組主体事業計画の目標が未達成となることはないか、計画の妥当性については十分に確認を行う必要がある。

(収共-20) 施設整備等を支援する他の事業で成果目標が未達成の場合の取扱いはどのようになるか。(追加)

(答)

事業によって趣旨や目的が異なることから、他の事業での成果目標の達成状況は問わないこととする。

(収共-21) 自然災害等による成果目標の変更・評価終了は天候不順等でも認められるのか。

(答)

1 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標及び取組主体事業計画の取組目標が未達成の要因が、

- ① 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
- ② 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合であり、自助努力のみでは改善が見込まれないものにあつては、成果目標の変更（品目の変更等を含む。）又は評価の終了をすることが可能である。

2 これは、大規模な災害等を想定したものであり、天候等の要因で目標未達成であっても、それが一時的なものであり、都道府県・農政局等で改善が可能と判断される場合には、引き続き改善措置を求めることとなる。

(収共-22) 成果目標の「集出荷・加エコストの10%以上の削減」は、どのような施設の整備に取り組む場合に設定できるのか。

(答)

共同利用施設である乾燥調製施設・穀類乾燥調製貯蔵施設・集出荷貯蔵施設・農産物処理加工施設の整備のみの取組については、集出荷・加工コストで目標設定が可能である。

(収共—23) 成果目標の「集出荷・加工コストの10%以上の削減」は、施設利用料でみてもいいのか。

(答)

- 1 集出荷・加工コストは、施設運営コストで比較する。
- 2 施設利用料での比較は不可である。

(収共—24) 需要減が見込まれる品種・品目から需要が見込まれる品種・品目への転換率100%の面積カウントは、産地全体の面積から新たに転換する面積で計算するのか。

(答)

- 1 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）で定めた産地面積の100%を転換することをいう。
- 2 また、需要減少が見込まれる品種・品目は、あらかじめ都道府県事業実施方針に定めることになる。

(収共—25) 契約栽培の定義は何か。

(答)

- 1 生産者（生産・出荷段階）と実需者（販売段階）との間で取り交わす事前契約（は種前契約、収穫前契約、複数年契約等）である。
- 2 なお、農業者団体（農協等）は生産者側の主体であり、農業者と農業者団体（農協等）の契約は含まれないが、農業者、農業者団体（農協等）及び実需者（小売業者・外食事業者等）との3者契約は含まれる。

(収共—26) 成果目標の「労働生産性の10%以上の向上」における労働生産性はどのように算出するのか。

(答)

労働生産性の向上に関する成果目標は、「労働生産性＝販売額÷労働時間」により以下のとおり算出することとする。

- ① 販売額  
成果目標を「販売額の増加」とする場合と同じものとする。
- ② 労働時間  
削減の対象となる労働時間は、
  - i 直接労働時間（経営管理及び間接労働（機械修繕や集落の集会出席など）を除く、

農産物の生産・販売のための投下労働時間をいう。以下同じ。)の全て  
ii 特定のまとまりを持つ労働時間であって、全体の過半を超える直接労働時間のいずれかとする。

③ 現状値

全ての受益農業者又は受益農業者数を母数として平方根で求めたサンプル以上を対象として、農業者の作業記録に基づく聞き取り、アンケート調査又は作業日誌等の提出等により算出することとする。

ただし、記録がない場合は、県の機関等が公表するデータの推計その他都道府県が定める方法によることも可能とする。

④ 目標値

現状値から10%以上の向上する数値をデータ等に基づき算出・設定し、実績の把握は現状値と同一の方法(ただし、現状値で推計による方法を選択した場合は、実績の把握は作業日誌等の記録に基づき算出し、推計による現状値と比較・検証する。)により行う。

※ 鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の取組を行う場合の削減の対象とする労働時間は、当該施設における労務管理等の間接労働を除く、作業従事者の全労働時間とし、現状値及び実績値における労働時間については、労務日誌等により把握するものとする(目標値は現状値から10%以上向上するよう設定する。)

(収共-27)「労働生産性の10%以上の向上」の成果目標について、どのような効果が期待されているのか。

(答)

- 1 労働力不足が深刻である中、販売額の維持向上に努めつつ、労働時間を削減しようとする取組を支援することとしているものである。
- 2 例えば、生産コストの削減等の成果目標が設定しにくい産地においても、
  - ① トラクター等にGPS自動操舵システムを導入し、労働時間を削減
  - ② 環境制御装置を導入し、ハウス内環境管理に係る労働時間を削減するとともに、品質向上により販売額を増加
  - ③ 集出荷貯蔵施設にロボットパレタイザーを導入し、施設を利用する農業者の待機時間や出役日数を削減などの取組が可能となり、その効果が生じることとなる。

(収共-28)「労働生産性の10%以上の向上」の成果目標について、施設整備を行う場合、どのように活用できるのか。

(答)

- 1 労働生産性の向上に関する成果目標は、販売額の維持向上に努めつつ、労働時間を削減しようとする取組を促進するため、「労働生産性=販売額÷労働時間」で算出される労働生産性が目標年度に10%以上向上するような取組を支援することとしているものである。

2 施設整備を行う場合、以下のような活用が可能である。

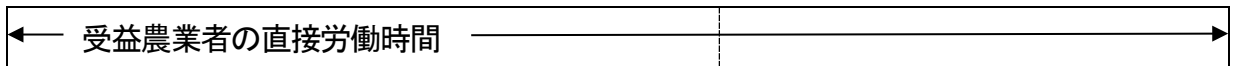
例1 農業者が農産物の出荷・調製を手選別選果している場合、集出荷施設を整備することにより、受益農業者が担う出荷・調製に係る労働時間を削減

例2 既存の集出荷施設に、ロボットパレタイザーを導入することにより、施設を利用する農業者の待機時間や出役日数を削減

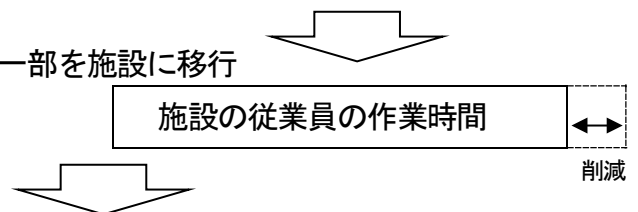
3 なお、施設整備を行う場合は、受益農業者が担う一連の作業工程に係る直接労働時間に、整備する施設における従業員の作業時間を加えた時間を用いて、労働生産性の算定を行うこととなる。

・新たに施設を整備する場合

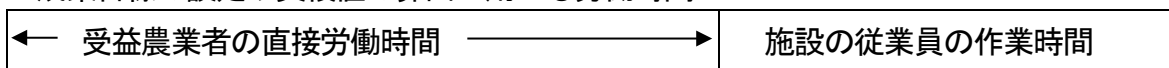
現状値（施設整備前）に用いる労働時間



受益農業者の直接労働の一部を施設に移行

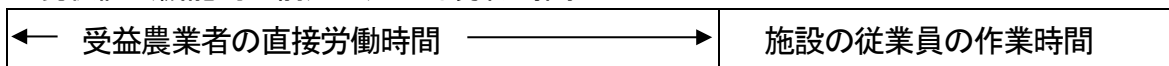


成果目標の設定や実績値の算出に用いる労働時間

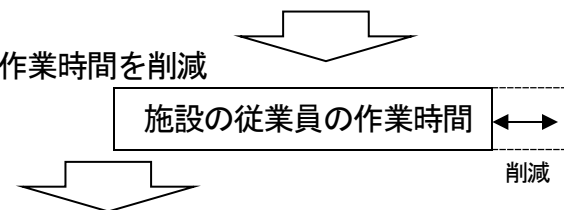


・既存施設の機能向上を行う場合

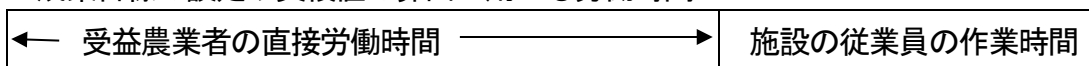
現状値（機能向上前）に用いる労働時間



機能向上により従業員の作業時間を削減



成果目標の設定や実績値の算出に用いる労働時間



(収共-29) これまで産地で生産したことのない新規作物の生産に取り組む場合、本事業の助成対象となり得るか。

(答)

1 都道府県事業実施方針に定める場合は、助成対象とすることも可能。

2 ただし、これまで産地で生産したことのない新規作物の生産は比較的风险も高いことから、

① 新規作物の生産・出荷の実現可能性

② 事業効果

等について十分検討するとともに、都道府県事業実施方針に推進・指導体制を明記し、効果的な事業実施に万全を期す必要がある。

(収共-30) 新規作物の生産に取り組む場合、成果目標で「販売額の10%以上の向上」を選択することは可能か。

(答)

1 可能である。

2 例えば、これまで生産していた作物の販売額と新規作物の販売額を比較して、目標年度において販売額が10%以上向上する見込みであれば、成果目標とすることができる。

(収共-31) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を、1 J Aの整備事業のみで作成することは可能か。

(答)

1 J Aの整備事業（共同利用施設）のみの取組で成果目標の達成が可能な場合には、そのような計画の作成も可能である。

(収共-32) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を、1つの農地所有適格法人で作成することは可能か。

(答)

1 産地生産基盤パワーアップ事業は、産地としての収益力強化に向けた取組を支援するものであり、基本的には、複数の農業者による取組を想定している。

2 ただし、地域協議会等が、A市a地区の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標の達成に必要と判断する場合は、同計画に一つの農地所有適格法人の取組（取組主体事業計画）のみを位置付けることも可能である。

3 具体的には、ある中山間地域等で全ての農地を一つの農地所有適格法人が耕作している場合は、このようなケースに該当するものとする。

(収共-33) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を、1品種で作成することは可能か。

(答)

1 品目ごとの面積要件を満たしており、現状値及び目標値の算出など合理的な計画が作成できる場合は可能である。



2 例えば、水稻のコシヒカリのみ、施設野菜（いちご）のあまおうのみの計画とすることも可能。

（収共－34）実施要領別記3第4の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の基準に、「本事業を含む国庫補助事業実施の有無に関わらず、収益性の向上の取組が行われること」とあるが、これらの取組内容や目標の達成状況はどのように確認するのか。

（答）

1 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の目標は、

- ① 国庫補助による取組と、
- ② 国庫補助によらない地域独自の取組

があいまって達成されるものと考えており、こうした地域独自の取組（コスト削減に向けた利用集積の推進や高品質生産に向けた栽培マニュアルの作成等）についても産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に盛り込むことを求めているものである。

2 記載された取組について、個別に目標を設定することは求めないこととしており、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標の達成状況を確認する際に必要に応じてこれらの目標の達成状況を確認することとしている。

（収共－35）産地生産基盤パワーアップ事業の助成額に上限はあるのか。

（答）

1 取組主体事業計画で1年度当たり20億円である。

（収共－36）産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）は複数年計画を可能としているが、最長何年までか。

（答）

産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）については、最長3年間、取組主体事業計画については、最長2年間としている。

（収共－37）産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に1つの取組主体による複数の取組主体事業計画を位置付けることは可能か。

（答）

1つの取組主体が産地での取組を複数に分けて段階的に取り組むことがあり得ることから可能である。

（収共－38）目標年度が異なる取組について、1つの産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に位置付けてもいいのか。（修正）

（答）

- 1 本事業の目標年度は、
  - ① 事業実施年度の翌々年度
  - ② 都道府県知事特認の場合は、上限5年以内において、品目の特性等を勘案して設定された目標年度
  - ③ 果樹の再植を伴う生産資材導入の取組の場合は、事業実施年度から10年後としているところである。
  
- 2 これらの取組を、1つの産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）にまとめた場合、それぞれの取組の目標年度にズレがあるため、仮に「都道府県知事特認の場合の取組」や「果樹の植栽を伴う生産資材導入の取組」の目標年度を、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の目標年度とすると、「事業実施年度の翌々年度が目標年度の取組」（以下「一般の取組」という。）や「都道府県知事特認の場合の取組」の評価を適正な時期に行うことができないなどの懸念がある。
  
- 3 このため、原則として、「一般の取組」と「都道府県知事特認の場合の取組」及び「果樹の植栽を伴う生産資材導入の取組」は、別々に産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を作成することとする。

- (注) 1つの産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に、「一般の取組」、「都道府県知事特認の場合の取組」及び「果樹の植栽を伴う生産資材導入の取組」のうち2つ以上の取組を位置付ける場合は、以下のものを全て満たす場合に限る（この場合の目標年度は、「果樹の植栽を伴う生産資材導入の取組」の目標年度（事業実施年度の10年後）とする。）。
- ① それぞれの取組が同一園地で行われること
  - ② それぞれの取組の事業効果の発現次期が同一となること

(収共-39) 実施要領別紙11のAの品目「露地野菜」及び「施設野菜」の留意事項欄の「都市近郊地域」は現市町村でみるのか、それとも旧市町村でみるのか。

(答)

- 1 「都市近郊地域」は、一般地域に比べて農地面積が少ないという実態を踏まえ、野菜の面積要件を大幅に緩和（（例）施設野菜：5ha→5,000平方メートル（0.5ha））しているところである。
  
- 2 面積要件緩和の趣旨を踏まえると、「都市近郊地域」は、実際に取組が行われる旧市町村単位でみるのが適当と考える。

\* - (参考) 農林統計に用いる地域区分の制定について（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計部長通知）（抜粋）

都市的地域

- 可住地に占めるD I D面積が5%以上で、人口密度500人以上又はD I D人口2万人以上の旧市区町村。
- 可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市区町村。

ただし、林野率 80%以上のものは除く。

(収共-40) 産地の範囲が、農林統計に用いる地域区分における平地農業地域から中間農業地域及び都市的地域に跨がっている場合における「面積要件」の考え方について。

(答)

産地パワーアップ計画の産地面積に占める「中間農業地域」及び「山間農業地域」の割合が一定程度（過半）を超える等、合理的な説明が出来る場合に、中山間地域等の面積要件を準用するという運用も可能と考える。

(参考) 農林統計に用いる地域区分の制定について (旧市区町村別農業地域類型一覧表)

→ [http://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki\\_ruikei/setsume.html](http://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsume.html)

(収共-41) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に新たな取組を追加する場合は、成果目標を上方修正する必要があるのか。

(答)

- 1 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に新たな取組を追加する場合は、
  - ① 成果目標のおおむね0.1%以上の上方修正
  - ② 成果目標の追加（注）
  - ③ 面積の拡大のいずれかにより、事業効果の更なる向上を図ることが必要となる。
  
- 2 例えば、「単位当たりの生産コストの10%以上の削減」及び「単位当たりの販売額の10%以上の増加」を設定している場合は、
  - ① 成果目標を維持し、産地面積を拡大すること
  - ② 成果目標を上方修正すること
  - ③ 産地面積の拡大を図る場合は、成果目標を下方修正しても、「単位当たりの生産コストの10%以上の削減」又は「単位当たりの販売額の10%以上の増加」を充足していることのいずれかに該当するときに、事業効果が高まるものと認められる。

(注) 当初計画（整備事業のみ）の成果目標を「集出荷・加工コストの10%以上の削減」とし、その後、産地の合意形成が整い次第、成果目標を「生産コストの10%以上の削減」とする基金事業（うち生産支援事業）を追加等

(収共-42) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に複数の成果目標を位置付けることは可能か。可能な場合、注意すべきことは何か。

(答)

- 1 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標は、原則1つである。
  
- 2 必要に応じて、複数の成果目標を設定することも可能であるが、この場合、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の目標年度の翌年度の事業評価において、全ての成果目標を達成する必要がある。

(収共-43) 産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)の成果目標について、整備事業(共同利用施設)を「集出荷・加工コストの10%の削減」、基金事業(うち生産支援事業)を「生産コストの10%以上の削減」とすることは可能か。

(答)

- 1 産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)に、整備事業及び基金事業(うち生産支援事業)を同時に位置付け、コスト削減に取り組む場合は、集出荷・加工コストの削減は、生産コスト全体の削減に含めて評価することとしている。
- 2 なお、成果目標の達成状況の検証に当たっては、集出荷・加工コストについても生産コストの一部として併せて評価するものとする。

(収共-44) 整備事業(共同利用施設)のみの産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)を早急に策定し、その後、産地の合意形成が整い次第、基金事業(うち生産支援事業)を追加する予定である。

この場合、成果目標に、「集出荷・加工コストの10%以上の削減」のほか、新たに「生産コストの10%以上の削減」を設定することは可能か。

また、これをもって、成果目標の上方修正とすることは認められるのか。

(答)

- 1 新たに追加する取組が、既存の成果目標(集出荷・加工コストの10%以上の削減)になじまない場合は、新たに成果目標(生産コストの10%以上の削減)を設定し、産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)の成果目標に併記する必要があると考える。
- 2 また、新たな取組を追加する場合は、更に事業効果が高まるのであれば、成果目標の追加をもって上方修正とみなすこととする。

(注) 「集出荷・加工コストの10%以上の削減」は整備事業(共同利用施設)に、「生産コストの10%以上の削減」は基金事業(うち生産支援事業)に適用するものとする。

(収共-45) 産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)の現状値について、例えば、新たに取組が追加(面積の増加、参加農家の増加等)された場合、現状値を見直す必要はないのか。

(答)

- 1 産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)の現状値を固定したまま、毎年、新たな取組を追加していくと、成果目標の達成が容易になるという問題が発生する場合がある。
- 2 このため、産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)及び取組主体事業計画の現状値は、新たな取組を追加する場合等においては、必要に応じて見直すこととする。

(例) 産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)の成果目標が「販売額の10%以上の増加」(実務用Q&A別紙(注2)により「総販売額」で比較)であって、当初に比べ取組農家数が増加する場合

(収共-46) 中山間地域等において、基金事業（うち生産支援事業）のみを実施する場合の、「5戸以上の農業者が参加、又は取組面積が1ha以上」の考え方いかん。

(答)

中山間地域等において、基金事業（うち生産支援事業）のみを実施する場合は、

- ① 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の産地の面積（1ha以上）
  - ② 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に位置付けられた取組主体事業計画に取り組む農業者数（5戸以上）（注）
- のいずれかの要件を満たす必要がある。

（注）取組主体又は取組主体の構成農家のどちらでも可。

(収共-47) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標の「所得額の10%以上の増加」は、どのような検証方法があるのか。

(答)

- 1 成果目標の達成状況の検証方法は、現状値と目標値の算出方法を一致させ、対外的に説明ができる方法とする必要がある。
- 2 なお、検証に必要なデータは以下のとおり。  
現状、目標及び実績の面積、生産量（又は出荷量）、価格（単価）、生産コスト

(例)

所得額 = 販売額 - 生産コスト（原則、雇用労働費を含む。常時雇用に係る費用は所得として評価するため、含めないことも可。）

（注）産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標の「販売額増加」及び「生産コスト削減」の算出方法に基づき算出された数値で比較することも可。

(収共-48) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の実績の検証についてはどのように行えばよいのか。

(答)

- 1 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の目標は、①国庫補助による取組と②国庫補助によらない地域独自の取組があいまって達成されると考えており、こうした地域独自の取組について産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に盛り込むことを求めている。
- 2 このことから、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の実績の検証については、
  - ① 産地の現状、課題・問題点
  - ② 施設・機械等の導入や産地の取組による効果、成果目標の達成状況
  - ③ 現状値より実績値が上回る又は下回る場合の具体的な要因
  - ④ 達成状況が低調な場合における具体的な指導内容等、産地独自の取組や地域協議会及び取組主体への指導内容を含めた観点からの検証が必要

となる。

(収共-49) 成果目標で「販売額の10%以上の増加」を選択する場合の評価における価格補正は、どのように行うのか。

(答)

成果目標で「販売額増加」を選択する場合の評価における価格補正については、次の考え方にに基づき行うこととする。

補正後の販売額＝目標年度の実績の販売単価×補正係数×目標年度の実績の数量

$$\text{補正係数} = \frac{\text{地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価（※）}}{\text{地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価（※）}}$$

※ 地域（県又は国を含む）の販売単価については、地方卸売市場の取引価格や需給レポートなど、地域の実情に見合った資料等が活用可能である。

※ 予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正を行わないものとする。

(収共-50) 成果目標で「所得額の10%以上の増加」を選択する場合の評価における価格補正は、どのように行うのか。

(答)

成果目標で「所得額増加」を選択する場合の評価における価格補正については、次の考え方にに基づき行うこととする。

補正後の所得額＝（目標年度の実績の販売単価×補正係数×目標年度の実績の数量）  
－生産コスト

$$\text{補正係数} = \frac{\text{地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価（※）}}{\text{地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価（※）}}$$

※ 地域（県又は国を含む）の販売単価については、地方卸売市場の取引価格や需給レポートなど、地域の実情に見合った資料等が活用可能である。

※ 予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正を行わないものとする。

(収共-51) 特定の産地で全国シェアが大きい品目は、価格補正をしなくてもよいか。  
(事業の取組の成果により販売単価が上昇したとしても、全国の販売単価についても産地の販売単価の上昇と併せて上昇するため。)

(答)

- ① 当該産地・品目の全国シェア（通年又は産地品目の出回り期間）が相当程度高いこと
- ② 当該産地・品目の販売単価上昇が、事業及び産地の取組の効果であること

- ③ 全国的な販売単価上昇が当該産地の販売単価上昇に起因することが明らかであること
- ④ 当該産地・品目の単収が平年単収と大きく変わらず、豊凶による販売単価の上昇でないこと

等、外的要因等による価格変動の影響度がわずかであることが対外的に説明できる場合には、必ずしも価格補正を行わなくてもよい。

(収共-52) 農産物輸出の成果目標で「新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上」としているが、「直近年」とはどの程度をいうのか。

(答)

農産物輸出の取組における「直近年」は、事業実施年度から過去5年以内を想定している。

(収共-53) 事業効果の早期発現を目指し、3年目を目標年度として6%を超える成果目標を設定した場合において、目標年度に成果目標を達成できない場合はどうするのか。

(答)

当該成果目標の設定は、通常5年目から2年間を短縮して3年目に事業効果の早期発現を目指す場合にその3/5以上の効果を見込むものであることから、当該成果目標を達成できなかったときは、通常取組と同様に、5年後に目指すべき10%以上(3年目の成果目標に5/3を乗じたもの)の成果目標を達成するための改善措置を講じることとなる。

(収共-54) 産地において事業効果の早期発現を目指し、3年目に6%を超える成果目標を設定した場合であっても、翌年度以降の産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)に新たな取組を追加することができるか。

(答)

- 1 あくまでも産地における事業効果の早期発現を目指す取組であることから翌年度以降に新たな取組を追加する場合は、通常取組と同様に産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)の成果目標を10%以上の水準に上方修正することが必要となる。
- 2 なお、既存の計画に位置付けられた取組と同一年度を実施する取組を追加する場合は、事業効果の早期発現が見込めるのであれば、(収共-37)に準じて、当該6%超の成果目標の上方修正等により事業効果の更なる向上を図ることで、新たな取組を追加することが可能となる。
- 3 また、当該成果目標が達成した(又は確実に達成することが見込まれることが明らかな)場合は、新たな産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)を作成することができる。

#### 【農業支援サービスの利用率に係る成果目標について】

(収共-55) 支援対象となる農業支援サービス事業の定義いかん。(追加)

(答)

- 1 支援対象とする農業支援サービス事業体としては、
- ① 農業者の行う農作業を代行する「専門作業受注型」
  - ② 農業者が使用する農業用機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する「機械設備供給型」
  - ③ 作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する「人材供給型」
  - ④ 農産物（生育途中のものを含む）、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、農業者にそれに基づく情報・助言等を提供する「データ分析型」
- の4類型を想定している。

2 なお、上記4類型に当てはまらない農業支援サービス事業体についても、事業実施主体等から事前に農林水産省と協議して了承を得れば支援対象にできるとしており、具体的な協議は本省技術普及課で対応するものとする。

(収共-56) 「農業支援サービス事業育成対策」と「強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ」、「産地生産基盤パワーアップ事業」に支援内容等の違いはあるのか。(追加)

(答)

- ① 「農業支援サービス事業育成対策」は新規事業立ち上げ当初のニーズ調査や人材育成等のソフト支援、
- ② 「強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ」は県域をまたぐなどより広範な産地を対象とした取組を展開する事業体への機械等導入支援、
- ③ 「産地生産基盤パワーアップ事業」は特定産地と紐付いて取組を展開する事業体への機械等導入支援を想定している。

(収共-57) 「農業支援サービス事業育成対策」と「強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ」や「産地生産基盤パワーアップ事業」で事業間に関連はあるのか。(追加)

(答)

- 1 事業間に採択上の関連はなく、それぞれ個別に審査等を行う。
- 2 詳細は個別の審査基準等を参照いただきたい。

(収共-58) 農業支援サービス事業体として、民間事業者は支援の対象となるのか。大企業は対象外なのか。(追加)

(答)

「産地生産基盤パワーアップ事業」における農業支援サービス事業体については、成果目標の追加であり、現状の産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）のルールどおりである。



(収共-59) 産地及び農業支援サービス事業者の考え方いかん。農業者の組織する団体やJAの農業支援サービス活用部会などでも対象になるのか。(追加)

(答)

1 例えば、次のようなつながりを持つ農業者等の集まりを想定しており、農業者の組織する団体やJAの農業支援サービス活用部会なども対象となり得る。

例1 共同で集出荷すること

例2 同一の(新たな)栽培技術体系(農業支援サービスの活用含む)に取り組むこと

例3 同一の品種を栽培すること

例4 共通の出荷基準を有すること 等

2 ただし、

① 1農業者における取組は、基本的には1つの産地パワーアップ計画に位置付けられるため、既に産地パワーアップ計画に位置付けられている(位置付けられる予定の)農業者は含めることが出来ないこと

② 一部の農業者等のみで完結する共助(サービス利用に関する募集を掛けない取組等)は農業支援サービス体とはみなさないこと

③ 面積要件を達成する必要があること  
等に留意が必要である。

(収共-60) 農業支援サービス事業者の利用割合の計算方法の考え方いかん。(追加)

(答)

産地において、導入する農業支援サービス事業を利用する経営体数又は面積の割合で計算する。

(収共-61) 複数のサービスを導入する際の計算方法の考え方いかん。(追加)

(答)

1 産地において、導入する農業支援サービス事業を利用する経営体数又は面積の割合で計算することとしており、複数のサービスを導入する場合は導入する全てのサービスの合計で計算する。

2 なお、利用割合の計算は、延べ数ではなく、1つ以上のサービスを導入した経営体数又は面積の割合とする。

(収共-62) ヘリ防除からドローン防除に切り替える場合の計算方法の考え方いかん。(追加)

(答)

1 ヘリ防除からドローン防除など、同様の作業を目的としたサービスの切り替えのみを持つ

ては増加とはみなさない。

2 一方で、例えば、ヘリ防除の経営体数（面積）をドローン防除に置き換え、かつ10%以上増加させる場合は対象となる。

（例；ヘリ 50%→ドローン 50%は不可。ヘリ 50%→ドローン 60%なら10%増かつ50%以上なので可）

（収共－63）センシング等を複数品目で取り組む場合の面積要件の考え方いかん。（追加）

（答）

1 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の対象作物のうち、最も大きい面積の品目で判断する。

2 例えば、稲、麦及び大豆（豆類）について、平場で取り組む場合は、実面積で合わせて50ha（稲の面積要件）（注）をクリアできれば可とする。

（注）北海道の平場の場合は、合わせて60ha（麦の面積要件）をクリアすることになる。

（収共－64）既に産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に位置付けられている事業体が新たに他の品目や別のサービスを提供する場合の考え方いかん。（追加）

（答）

1 1農業者（事業体）における取組は、基本的には1つの産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の中に位置付けられるものであることから、同一農業者（事業体）が含まれる場合は産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に新たな取組を追加することとなる。

2 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に新たな取組を追加する場合は、

① 成果目標のおおむね0.1%以上の上方修正

② 面積の拡大

等により、事業効果の更なる向上を図ることが必要となる。

3 なお、1農業者（事業体）が複数の品目に取り組む場合等にあっては、複数の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）（稲、露地野菜など）に参加することはあり得ると考えられることから、新たな品目で取り組む場合は、別計画の作成も可能である。

（収共－65）既存の産地パワーアップ事業計画との重複の考え方いかん。（追加）

（答）

複数品目の場合及び同一事業体が新たに他の品目や別のサービスを提供する場合には、（収共－64）に従い作成し、同一品目で重複が生じないようにする必要がある。

（産地パワーアップ計画を作成できない重複例）

例1 既にコスト削減を目標とする産地パワーアップ計画を作成している産地の中で、一部農業者が農業支援サービス事業を活用する組合を作り、農業支援サービス事業体の利用割合を目標とする新たな産地パワーアップ計画（同一品目）を作成する

→ 1農業者が同一品目で複数の計画に位置付けられるため「不可」。

例2 農業支援サービス事業体の利用割合を目標とする産地パワーアップ計画を農業支援サービス活用部会で作成したJAが、施設整備を行うため、より広域なJA組合員を産地とする新たな産地パワーアップ計画（同一品目）を作成する

→ 一部の組合員が同一品目で複数の計画に位置付けられるため「不可」。

(収共-66) 機械導入でなく施設整備の際の成果目標としても活用出来るのか。(追加)

(答)

施設整備を行うことは対象外ではないが、現時点では農業支援サービス事業の利用割合を増加させることと、施設整備を行うことに関係がある場合が想定されないため、施設整備に本目標を活用することは想定していない。

(収共-67) 農業支援サービスの一環として産地生産基盤パワーアップ事業で導入した機械を農業支援サービス事業体から生産者にレンタルする場合のレンタル料金の考え方がいかに。(追加)

(答)

- 1 補助事業により取得した農業機械をそのままレンタルする場合の賃借料は、取組主体の機械費負担+年間管理費が原則となる。
- 2 このとき、年間管理費の中に合理的な範囲で一定の利潤を含めることは可能。

(収共-68) 農業支援サービス事業体の利用割合についての産地の成果目標を立てる場合、当該産地で利用する農機シェアリング等のために農機をリース導入する農業支援サービス事業体は、産地の外部の事業体でもよいのか。(追加)

(答)

産地外の農業支援サービス事業体が対象外というわけではないが、

- ・大企業は原則対象外であること、
- ・目標を立てる産地でサービスを行うための機械等をリース導入・取得することが前提であり、当該産地での利用のみであること

に十分に留意する必要がある。

(収共-69) 産地パワーアップ計画（収益性向上対策）の実施期間が経過した産地において、翌年に同一の産地で同一の品目に対して取組を行う場合、過去の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の事業評価を行う前であっても新たな産地パワーアップ計画の作成は可能か。

(答)

- 1 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の実施期間を経過した産地については、これまでの成果に加え、さらに販売額10%以上向上等の成果目標を設定することで、新たに産地

パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を作成することは可能である。

- また、産地においては、収益力強化に向けた取組を絶え間なく行うことが重要であることから、過去の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の最終年度において既に目標達成率の8割以上を確保している場合など、目標年度に確実に目標達成が見込まれることが明らかな場合、同計画の事業評価を行う前であっても、同一の産地、同一品目で新たに産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を作成することができるものとする。
- なお、この場合、同一の成果目標を掲げるときは、現状値を過去の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の目標値及び実績値の大きい方とする。

(例) 新たな産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標：過去の計画と同一の販売額の10%増加

- 産地パワーアップ計画の最終年度における目標達成率が8割以上の場合

過去の計画（1期目）	新たな計画（2期目）
現状値：10,000	現状値：11,000
目標値：11,000	目標値：12,100
実績：10,800	

- 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の最終年度における実績が目標値を超えている場合

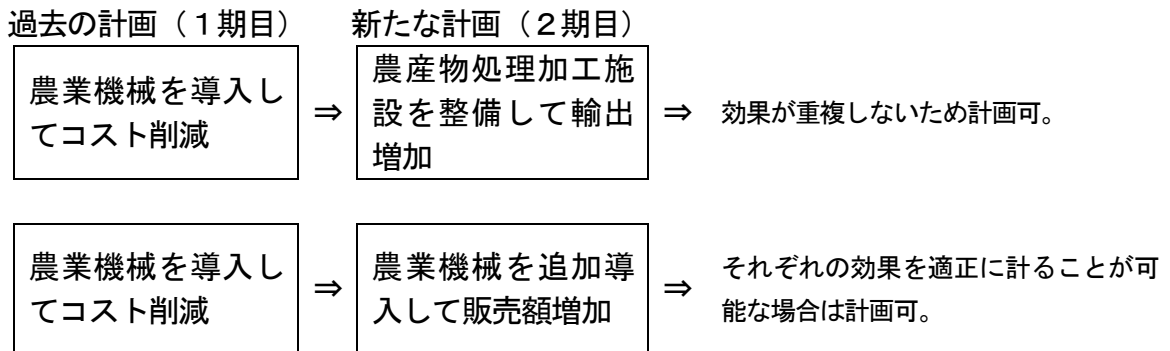
過去の計画（1期目）	新たな計画（2期目）
現状値：10,000	現状値：11,500
目標値：11,000	目標値：12,650
実績：11,500	

(収共-70) 過去の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）と成果目標が異なる場合、新たな計画はどの時点で作成できるのか。

(答)

- 過去の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）と成果目標が異なる場合であっても、過去の産地パワーアップ計画の最終年度において既に目標達成率の8割以上を確保している場合など、目標年度に確実に目標達成が見込まれることが明らかな場合、同一産地で同一品目でも、事業評価を行う前に新たな計画を作成することは可能である。
- ただし、この場合、過去の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）については設定した成果目標の達成は必要となることから、新たな産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の作成にあっては、過去の計画と新たな計画のどちらに属する効果であるかを適正に計ることが可能な成果目標を設定し、それぞれの事業効果の測定方法を明らかにするものとする。

(例)

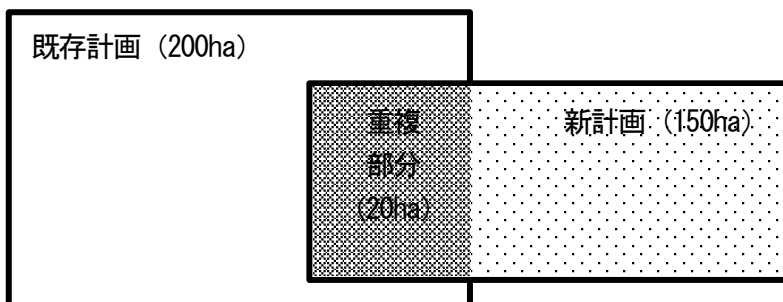


(収共-71) 新計画における「同一産地」の考え方いかん。(追加)

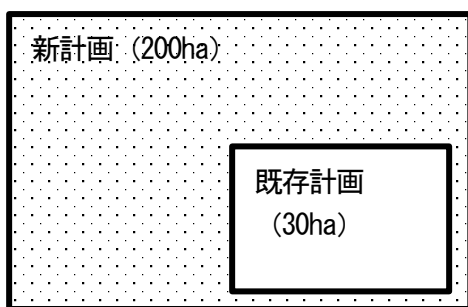
(答)

- 1 同一品目であっても、栽培面積が新計画と既存計画との受益面積の重複が一部に留まる場合は同一産地とみなさない。
- 2 具体的には、産地パワーアップ計画の実施期間が経過した産地において、
  - ① 新計画において既存計画との重複が一部（概ね2割を超えない範囲）に留まる場合、
  - ② 新計画（既存計画との重複部分）が既存計画の一部（概ね2割を超えない範囲）に留まる場合について、既存の産地パワーアップ計画とは別に新たに産地パワーアップ計画を作成することができるものとする。
- 3 ただし、新たな産地パワーアップ計画の作成にあっては、既存の計画と新計画のどちらに属する効果であるかを適正に図ることが可能な成果目標を設定し、それぞれの事業効果の測定方法を明らかにするものとする。

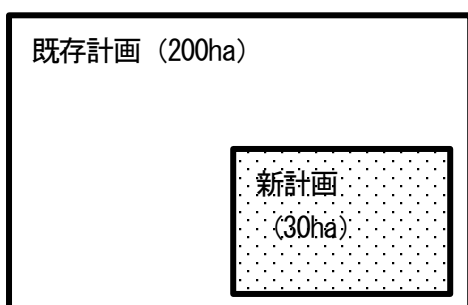
(例1) 既存計画と新計画の一部の面積が重複する場合  
(重複部分の面積/新計画(既存計画)の面積 < 概ね2割)



(例2) 新計画の面積が既存計画より大きい場合  
(既存計画の面積/新計画の面積 < 概ね2割)



(例3) 新計画の面積が既存計画より小さい場合  
(新計画の面積/既存計画の面積 < 概ね2割)



(収共-72) 事業評価前に同一成果目標で新たな産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を作成した場合、以前の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の事業評価は行うのか。

(答)

- 1 事業評価前に新たな産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を作成した場合であっても、事業評価年においては、以前の計画に係る事業評価は必要である。
- 2 この場合、可能な限り、新たな計画に属する効果を排除した上で、過去の計画に係る事業効果を測定するよう努めるものとする。
- 3 なお、新たな計画に属する効果を排除できない場合、過去の計画が目標を達成したか否かの判断については、新たな計画の事業評価をもって行うものとする。

### 【取組主体事業計画】

(収共-73) 取組主体事業計画における取組目標とは何か。

(答)

- 1 取組主体事業計画には、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標の達成に必要な「取組目標」を設定することとしている。
- 2 取組主体事業計画は、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標（生産コストの10%以上の削減等）の達成に必要な取組として位置付けられるものであり、具体的な要

件については、都道府県ごとに都道府県事業実施方針に明記することになる。

(収共-74) 農業者が機械リースのほか施設整備に取り組むことも可能か。

(答)

- 1 可能である。
- 2 ただし、個人の農業者が施設整備を行う場合は、
  - ① 青色申告等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること
  - ② 後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていることを要件としている。

### 【事業内容】

(収共-75) 本事業の助成対象及び補助率いかん。(修正)

(答)

- 1 整備事業の助成対象施設及び補助率については、強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）の耕種作物共同利用施設整備と同じである。
- 2 基金事業（うち生産支援事業）の補助率については、
  - ① 農業機械等の導入及びリース導入支援については本体価格（消費税除く）の1/2以内
  - ② 生産資材等の導入支援については資材費の1/2以内
  - ③ 弾丸暗きよ、明きよの作業労賃（注）については1/2以内としている。  
(注) 自家施工による費用分は補助対象外。
- 3 また、基金事業（うち生産支援事業）の助成対象については、
  - ① 農業機械等の導入及びリース導入支援については、農業専用機械等であって本体価格（消費税除く）が50万円以上のもの
  - ② 生産資材等の導入支援については、農業に用いる資材であって、複数年にわたってその効果が発現するもの（肥料、農薬及び原木等の消費財は除く）を助成対象とすることとしている。
- 4 基金事業（うち効果増進事業）の補助率については、
  - ① 計画策定等に必要な会議開催費用
  - ② 技術実証に必要な経費等について、定額（1/2相当）としている。

(収共-76) 整備事業を行う場合において、強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）と産地生産基盤パワーアップ事業（収益力向上対策）ではどのような違いがあるのか。また、すみ分けはあるのか。

(答)

- 1 強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）は産地の大規模・中核的施設の整備を中心に活用されることを想定している。
- 2 一方、産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）は産地の多種多様な取組をソフト・ハード一体的に総合的に支援するものであり、非破壊検査器などの内部設備等の機動的な施設整備を中心に活用されることを想定している。

(収共-77) 内部設備を基金事業（うち生産支援事業）により農業機械導入又は農業機械リース導入として導入することは可能か。

(答)

- 1 簡易なビニールハウスの内部設備については、基金事業（うち生産支援事業）により農業機械導入又は農業機械リース導入として導入することは可能である。
- 2 低コスト耐候性ハウスや集出荷施設等の整備事業の対象施設の内部設備については、原則として、基金事業（うち生産支援事業）により農業機械導入又は農業機械リース導入として導入することはできないものとする。

(収共-78) 民間事業者も取組主体となることから、自社調達を行う場合の利益排除の考え方を明確にするべきではないか。

(答)

- 1 本事業は、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 食産第 5395 号、30 生産第 2220 号、30 政統第 2193 号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知）を準用することとしている。
- 2 このため、以下の①から③までに掲げる場合には、それぞれ、当該①から③までに定める利益等排除の方法に従い、適正に利益等排除するものとしている。  
ただし、100%同一の資本に属するグループ会社及び関連会社以外の者を含む 2 者以上の応札の結果、当該会社が落札した場合は、利益等排除は不要としている。  
利益等排除の対象範囲は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いて判断するものとする。
  - ① 取組主体の自社調達の場合  
原価をもって交付対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。
  - ② 100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合  
取引価格をもって交付対象額とする。  
ただし、交付額の上限は当該調達品の製造原価とし、当該製造原価が証明できない場合は、交付対象としない。
  - ③ 取組主体の関係会社からの調達の場合  
取引価格をもって交付対象経費に計上する。



ただし、交付額の上限は当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額とし、当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額が証明できない場合は、交付対象としない。

なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることが証明されることを要するものとする。

(収共-79) 農産物処理加工施設のうち、加工施設の補助対象基準において、「茶の加工施設を食品事業者が整備する場合」とあるが、食品事業者とはどのような者をいうのか。

(答)

茶の製品の製造又は製造小売を行う民間事業者をいう。

(収共-80) 国の支援と併せて、都道府県や市町村が支援を行うことは可能か。

(答)

可能である。なお、一定の要件を満たす場合には地方財政措置が講じられる。

(収共-81) 本事業における事業着手はどの時点になるのか。

(答)

- 1 施設整備においては、入札の公告など対外的に事業名を掲げて施工業者等を募集する時点を事業着手となる。(注)
- 2 他方、農業機械のリース等においては、契約された時点で着手となる。

(注) 取組主体は、自己の責任において、実施要領第 11 の交付決定前に一般競争入札等を行うことが可能。

この場合、取組主体は、

- ① 都道府県知事に対して交付決定前着工届（基金事業（生産支援事業及び効果増進事業）の場合は交付決定前着工届（様式自由））を提出（ただし、取組主体事業計画の承認後に限る。）するとともに、
- ② 交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失について、自己の責めに帰することを了知の上で行うものとする。都道府県知事は、取組主体から交付決定前着工届の提出を受けた場合は、地方農政局等に写しを報告するものとする。

(収共-82) 内部設備としてフォークリフト等の整備は可能か。

(答)

専用機械であり、施設の運用に不可欠なもの（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフト）に限り、施設の種類に応じ整備事業、基金事業（うち生産支援事業）のいずれかで助成対象となり得る。（収共-58 も参照のこと。）

(収共-83) 面積要件は実面積か。それとも延べ面積か。

(答)

特に断りのない限り、実面積である。

(収共-84) ブロックローテーションの場合の面積要件は、どうなるのか。(修正)

(答)

産地パワーアップ計画の対象作物のうち、最も大きい面積でみる。

例えば、水稻、麦及び大豆(豆類)で取り組む場合は、実面積で50ha(水稻の面積要件)

(注)をクリアできれば可とする。

(注)北海道の場合は、60ha(麦の面積要件)をクリアすることになる。

(収共-85) 基金事業(うち生産支援事業)で導入又はリース導入する農業機械や購入する生産資材は、どのように管理すべきか。

(答)

都道府県事業実施方針等に基づき、適切に管理されるべきと考える。

(注)本事業は、産地としての収益力強化に向けた地域の意欲的な取組を支援するものであり、目標年度以降も、継続して取り組むことが期待されているところである。

### 【きのこ・山菜類の取組】

(収共-86) きのこ、山菜類を助成対象とした理由いかん。(修正)

(答)

- 1 きのこ、山菜類は、森林原野を起源とする生産物であるという理由から、これまで特用林産物として対象外としてきたところである。
- 2 しかしながら、最近では、農業者が複合経営の一環として他の農作物と複合的に経営を行い、肥培管理を行って栽培されるものもあり、農業者の経営に欠かせないものとなっていることから、今般、支援対象とすることとしたところである。
- 3 なお、都道府県において、予め、きのこ及び山菜類を所掌する部局を含む関係部局間で調整を行うこととしている。

(収共-87) きのこ、山菜類を対象とする場合は、どのような取組や施設が支援対象となるのか。(修正)

(答)

- 1 支援対象となる取組は、農業者等が、複合経営の一環として、
  - ① 他の作物と複合的に経営
  - ② かつ、肥培管理を行い栽培を行う場合としている。
  
- 2 また、1の場合に必要な性の高いものとして、支援対象施設は、
  - ① きのは、生産技術高度化施設
  - ② 山菜類は、生産技術高度化施設のほか、農産物処理加工施設、集出荷施設等を対象としている。

(収共-88) きのは対象施設を、生産技術高度化施設とする理由いかん。(修正)

(答)

- 1 「きのこ栽培」は、農業者等が複合経営の一環として他の農作物と複合的に経営を行い、肥培管理を行って栽培されるものもあり、農業者の経営に欠かせないものとなっている。
  
- 2 このような状況を踏まえ、農業者の複合経営を支援する観点から、生産関連施設として、生産技術高度化施設を支援対象としたところである。

(収共-89) 山菜類の対象施設を、生産技術高度化施設のほか、農産物処理加工施設、集出荷施設等とする理由いかん。(修正)

(答)

- 1 山菜類は、「野菜」として取り扱われ、
  - ① 出荷に当たっては水煮、缶詰、漬物等多様な処理工程が必要であること
  - ② また、これらの加工品の販売は農業者の安定した所得確保・産地の活性化に資すると考えられることから、農産物処理加工施設、集出荷施設等を支援対象としたところである。
  
- 2 一方、きのこは、「その他地域特産物」として取り扱われ、加工品の主流が乾しいたけとなっている中で必要性の高い生産技術高度化施設を支援対象としたところである。

(収共-90) きのは、山菜類を対象とする場合、法人が、農業者に貸し出すことを目的として、施設を整備することは可能か。

(答)

- 1 貸し出し先農業者が、複合経営を行っている等の要件を満たす場合は可能である。
  
- 2 他方、法人が特用林産物を生産し、当該法人の従業員が自らの経営として水稻等を生産する場合は、当該法人及び従業員の経営は別々であることから、それぞれの取組は、複合経営に当たらないため、支援対象外である。

(参考) 「複合経営」の考え方

具体例	要件の可否	
法人Aが水稲と特用林産物を生産し、自ら販売	○	法人Aの経営は、水稲と特用林産物の複合経営に該当する。
法人Aが特用林産物のみを生産し、法人Aの従業員Bが自ら水稲経営を実施	×	法人A及び従業員Bの経営は別々であり、それぞれ複合経営に該当しない。
法人Aが特用林産物のみを生産し、自ら販売	×	法人Aは特用林産物の単一経営であり、複合経営には該当しない。

(収共-91) きのこ、山菜類の取組において、任意組織として、4戸が特用林産物、1戸が他の作物の生産に取り組む場合も支援対象となるのか。

(答)

- 1 任意組織（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体）として経理を行っている場合は、5戸は1つの経営となり複合経営に当たることから、支援対象となる。
- 2 他方、任意組織の5戸が個々に経理を行っている場合については、複合経営に当たらないため、支援対象外となる。

(収共-92) きのこ、山菜類の取組において、法人が取組主体となり、農家に貸し付けることを目的として施設を整備する場合、都道府県は、法人の貸付先農家が複合経営であることをいつまでに確認する必要があるのか。

(答)

都道府県は、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の承認申請までに、複合経営農家であること（新規就農者の場合は、事業実施年度内に複合経営が行われることが確実に認められること）の確認を行うこととする。

(収共-93) これまで産地で生産したことのなきのこ、山菜類の生産に取り組む場合であっても、本事業の支援対象となるのか。

(答)

- 1 支援対象となる。
- 2 ただし、これまで産地で生産したことのなきのこ、山菜類等の生産はリスクも高いことから、都道府県においても、
  - ① 新規作物の生産の実現可能性
  - ② 事業効果等について十分検討し、効果的な事業実施に万全を期す必要がある。

(収共-94) きのこと、山菜類の取組において、複合経営に占める「他の作物」の割合（販売量や販売額の割合）に、下限はあるのか。

(答)

複合経営に占める「他の作物」の割合は問わないが、「他の作物」は販売目的で生産されるものである必要がある。

(収共-95) 菌糸発生施設は支援対象となるのか。

(答)

菌類栽培施設又は菌床製造施設と一体的に整備する場合は、生産技術高度化施設として支援対象となる。

(収共-96) きのこと栽培施設の上限事業費として、「菌類栽培施設」と「菌床製造施設」があるが、「菌糸発生施設」は、どちらに該当するのか。

(答)

「菌糸発生施設」の上限事業費は、一体的に整備する「菌類栽培施設」又は「菌床製造施設」の上限事業費とする。

(収共-97) 特用林産物を助成対象としないのか。

(答)

- 1 特用林産物は、主として森林原野において生産されてきた産物で、一般用材を除く品目の総称であり、多種多様に及ぶところである。
- 2 本事業は、農業の国際競争力の強化を目的とする事業であり、特用林産物に位置付けられるきのこ、山菜類について、食用として栽培され一般的に流通しており、農業者が複合経営の一環として複合的に経営を行い、かつ肥培管理を行って栽培しているものであれば事業目的に沿うことから、助成対象としている。

(収共-98) 山菜類にはどのような品目があるのか。

(答)

山菜類に含まれるものは、たけのこ、わさび、わらび、ぜんまい、たらのめ、ふきのとう等がある。

(参考) 特用林産物生産統計調査

[http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tokuyo\\_rinsan/](http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tokuyo_rinsan/)

(注) 統計では、たけのこ、わさびは山菜には含まれないが、山菜類には含まれる。

(収共-99) きのこと、山菜類を対象とする場合の留意点は何か。

(答)

- 1 きのこと、山菜類は、森林原野を起源とする生産物であることから、林野部局の補助金等でも支援を行っているところである。
- 2 このため、予め、林野部局と農業部局で十分に調整を行っていただきたい。

(収共-100) 水わさびは支援対象となるのか。

(答)

水わさびは、山菜類に含まれ、実施要綱、要領等の要件に合致すれば、支援対象となる。